

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

近年、久喜市においても都市化、少子高齢化、小家族化が進み、家族や地域のあり方がおおきく変化しています。以前に比べ、人々の相互のつながりが希薄化し互助機能が弱体化するなど地域社会が変貌しつつあります。

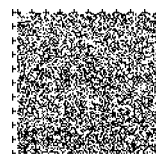
社会支援を必要とする障がい者にとっても、生活への不安、困難やストレス等が増大しています。例えば地域自立生活の問題や虐待、消費者被害、災害時要援護者の問題、発達障がいへの対応、病気や加齢による一時的な支援の必要性など、市民全体にも関連するような課題がみられます。

これらの課題を解決するためには、これまでの公的及び民間による福祉サービスを充実するとともに地域の人々による身近な支援も求められており、ここに久喜市の障がい者福祉の方向を明らかにし、計画的に推進していくことは極めて重要です。

このため、久喜市では平成元年度に『久喜市障害者行動計画』を、平成7年度に『障害者施策に関する久喜市長期計画』を、平成18年度には『第2次久喜市障害者基本計画』を、さらに平成24年度には『久喜市障がい者計画』を策定するとともに、障害福祉サービスの整備目標などを定めた『久喜市障がい福祉計画』を、平成18年度を初年度とする第1期以降、平成21年度に第2期、平成24年度に第3期計画を策定してきたところです。

今回、第3期障がい福祉計画の計画期間終了にあたり、この間の法制度や社会情勢の変化に対応した新たな障害福祉サービスの体系を構築するための『第4期久喜市障がい福祉計画』を策定することとしました。計画には、国の示す基本指針に沿って、障がい者の地域生活を促進するための目標の設定、子ども・子育て支援法と関連した障がい児支援体制の整備、個々の事情に配慮した計画相談等支援の充実、計画の進捗を管理するPDCAサイクルの導入などを盛り込んでいます。

また、策定にあたっては、関係団体等ヒアリング、久喜市障がい者施策推進協議会、パブリックコメント等による当事者・関係者の意見等を踏まえつつ策定することとしました。



## 2 計画の性格と位置づけ

障がい福祉計画は、障害者総合支援法に定める計画で、障害福祉サービスや相談支援の種類ごとに必要なサービス量の見込み等の数値目標を明示した、障がい者計画の福祉分野における実施計画として策定します。

この計画は、国及び埼玉県障害者計画、埼玉県障害福祉計画や、久喜市総合振興計画、久喜市地域福祉計画、久喜市子ども・子育て支援事業計画、久喜市高齢者福祉計画・介護保険事業計画等の関連する部門計画との整合・連携を図って定めます。

また、平成24年度から平成29年度を計画期間とする久喜市障がい者計画の中間年であることから、この間の法制度の改正などにも留意して策定します。

## 3 計画の期間

障がい福祉計画は、障害者総合支援法に定められた平成27年度から平成29年度の3か年の計画とします。

## 4 計画の対象

この計画の対象は、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい・高次脳機能障がいを含む）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者（難病等を含む）とします。

